

3 高齢者向けの住まいを利用しよう

種類	概 要	詳細
養護老人ホーム	環境上及び経済上の理由により、居家で養護を受けることが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。	P13
軽費老人ホーム	身体機能の低下があり、家族による援助が困難な高齢者が、低額な料金で利用できる施設です。管理費（家賃に相当）の負担が必要です。	P14
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で生活の場を提供します。介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する施設です。	P15
有料老人ホーム	生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。本人と設置者との自由契約に基づく、全額自己負担となります。	P16
サービス付き高齢者向け住宅	住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。	P19
公営住宅	地方公共団体が、住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。	P20
シルバーハウジング	高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。	P21
小規模共同生活型施設	在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援する施設です。	P22

養護老人ホーム

環境上及び経済上の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。

■ 対象者

原則として、65歳以上で、次の（１）及び（２）の両方に該当する方

（１）環境上の理由

- 心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいないとき
- 家族などとの同居の継続が困難なとき
- 住むところがなく、又は住まいがあっても極めて環境が悪いとき

（２）経済上の理由

- 本人の属する世帯が生活保護を受けている
- 本人及び本人の生計を維持している人が、市町村民税の所得割を課されていない

■ 入所者の生活内容

- 居室は、原則として個室又は２人室（一部夫婦部屋もあります）です。
- ほとんど家庭に近い生活をすることができ、介護職員や生活指導員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。

■ 費用負担

入所者及び主たる扶養義務者が所得に応じて負担することとなります。

入所者	年金などの前年の収入から、税金、社会保険料などの必要経費を引いた金額により負担月額を定めます。
主たる扶養義務者	入所者本人が費用を負担する場合にあっても、その負担額が措置費支弁額に満たないときは、その差額の範囲内で、前年分の所得税等の額に応じて費用を負担することになります。

■ 入所手続き・その他

入所には、お住まいの市町の入所決定が必要です。市町の高齢者福祉担当課（P143）へ直接申し出てください。

※ 民生委員も相談を受け付けています。

※ 施設については、[こちら](#)をご参照ください。

また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。

軽費老人ホームには、A型とケアハウスがあります。

■ 対象者

- 原則として、60 歳以上
- 自炊ができない程度の身体機能の低下がある方
- 高齢者のため独立して生活するには不安がある方
- 家族による援助が困難な方

■ 入所手続き

直接、施設へ申し込んでください。（こちら（[A型](#)・[ケアハウス](#)）をご参照ください。
また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

A型

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- ほとんど家庭に近い生活を行うことができ、介護職員や生活相談員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

ケアハウス

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- 高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保できるよう工夫されています。
- 入居生活に関する相談や入居者が自主的に行う趣味、教養娯楽、交流行事等の活動への協力を行っています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

この他に、居室で使用する光熱水費及び各施設に定められた管理費を負担することになります。（管理費は、原則、分割方式ですが、一括方式、併用方式もあります。）

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

■ 対象者

- 60 歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方
- 家族の援助を受けることが困難な方
- 独立して生活することに不安のある方

■ 入所者の生活内容

- 居室はほとんど個室です。
- 利用者に対する各種相談、助言及び緊急時の対応が図られています。
- 利用者が介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする際の利用手続きの援助等を行っています。
- 地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場を提供しています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

居住部分の利用料は、前年の収入に応じて負担することとなります。（月額 0 円～50,000 円）
ガス、電気、水道代等の個人的経費も利用者の負担となります。

■ 入所手続き

市町の高齢者福祉担当課（P143）又は施設へ直接申し込んでください。
施設については、[こちら](#)をご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

有料老人ホーム

生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。

本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担となります。

■ 入所時の条件

年齢	おおむね 60 歳以上の方	
健康状態	入居時自立	入居時には自立の方を対象としています。
	入居時要介護	入居時より要介護の方を対象としています。
	入居時自立・要介護	自立の方も要介護の方も対象としています。

※ 入居の条件はホームによって異なります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

施設については、[こちら](#)をご参照ください。

■ 入所者の生活内容

居住スペース	居室	原則、個室です。
	各種共用施設	食堂・浴室・フロント・娛樂スペース等
各種サービス	生活支援サービス	フロントサービス、家事サービス、代行サービス、入浴サービス、バス運行サービス
	食事サービス	食堂で、毎日の食事の提供があります。
	健康管理サービス	定期健康診断・健康相談・生活指導など、入居者の健康や日々の変化を見守り、健康の維持・増進の手伝いをします。
	介護サービス	一部施設を除き、介護サービスを利用できます。

※ それぞれの施設の特色を生かしたサービスを提供しています。各種サービスは施設によっては提供しないものもあります。

医療との関連

有料老人ホームは、医療を行う医療機関ではありませんが、健康管理や緊急時の対応など、ホームで提供されるサービスは、医療と密接なかかわりをもっています。このため有料老人ホームでは、嘱託医や協力医療機関を定めており、そこが医療面のサポートをしています。なお、医療費はご本人が負担することになります。

■ 有料老人ホームの類型

類 型		概 要	介護が必要になった場合
介護付	一般型	介護等のサービスが付いています。	ホームの職員が提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
	外部サービス利用型		ホームが委託した事業所の提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
住宅型		生活支援等のサービスが付いています。	入居者自身の選択により外部の介護サービス（訪問介護など）を利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
健康型		食事等のサービスが付いています。	契約を解除し退去しなければなりません。

■ 有料老人ホームの利用に係る費用

入居前払金		前払い家賃等に係る費用です。前払金不要のホームもあります。
月額費用	家賃	月払い方式の場合の毎月の家賃です。
	管理費	共用施設の維持費、介護以外の事務などの職員の人件費等、ホームの維持運営のための費用です。
	食費	ホーム内での食事サービスを利用した場合に支払う費用です。ほとんどのホームで、実際の利用回数に応じて負担します。
介護費用		・介護保険制度により、特定施設入居者生活介護の指定を受けたホームでは、提供される介護サービスの一部が介護保険給付の対象となります。 ・お元気な時の一時的な介護や生活支援、24時間見守りなどを含めた介護保険ではまかないきれないサービスについて、ご負担していただく場合があります。 ・「介護保険以外の費用の負担」については、入居時に入居前払金とは別に前払金を支払う場合と、月々介護費として支払うホームがあります。 ・おむつ等の消耗品費は実費で支払うことがほとんどです。
その他の費用		ご本人の希望による追加の有料サービスや、ホーム外のサービスを利用した場合には別途費用が必要です。 居室での水道光熱費や電話料金、医療に要する費用等です。 居室に個別で受信設備（テレビ等）を設置した場合は、NHKの放送受信契約の手続きが必要です。 詳細は「NHK 受信料の窓口」で確認してください。 「NHK 受信料の窓口」ホームページ https://www.nhk-cs.jp/iushinryo/ ※右のQRコードからもご覧いただけます。



■ ホームに関する情報資料

パンフレット	パンフレットには、費用、ホームの規模や居室の間取り、周辺も含めた立地条件、サービスの内容などが掲載されています。
重要事項説明書	事業者やホームの概要、各種のサービス内容や料金、職員体制や入居者の現況などの重要な事項を一覧にしている書面です。国が定めた書式で記入されていますので、複数のホームの情報を比較できます。 また、最終の契約締結に際しても、この書面にそって、事前に十分な説明を行うことが義務づけられています。
管理規程	入居者の定員、居室の設備及びその利用、居室の維持・補修、共用施設及び共用施設の利用、利用できるサービス、費用及び使用料、禁止・制限される行為、修繕、苦情処理などが明示されています。
入居契約書	入居契約書には、入居者とホームとの間のホーム利用に関する権利・義務の基本的な事柄が書かれています。疑問点はホームにたずね、十分納得したうえで契約を交わしてください。 「総則」「提供されるサービス」「使用上の注意」「費用の負担」「契約の終了」「身元引受人、返還金受取人等」「その他」 (全国有料老人ホーム協会刊 『有料老人ホーム標準入居契約書及び解説・関連資料集』より)
その他	これらの書面のほか、場合により、次のような書面も大切な情報です。 介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けているホームでの、介護保険の利用についての契約書や運営規程

基礎知識を学ぶ

有料老人ホームといっても、さまざまなタイプのものがあります。ホーム探しに取りかかる前に、「入居の条件」「提供されるサービスの内容」「入居の際に必要な費用」「ホームでの生活の様子」「介護や医療について」など、最低限知っておくべき基本知識をまず学びましょう。

いまの気持ちを整理する

自分の性格やライフスタイルに合ったホームを選びだすために、まず、気持ちを整理することから始めてみましょう。家族や友人とのつながり、住まいに対する夢、仕事や趣味のことなど、まず、「どんな生活を送りたいか」を自分自身に問いかけてみるとともに、健康面での悩みなど、心の中にある「気がかり」なことも、この機会によく考えてみましょう。

検討

ホームのパンフレット等を取り寄せ、費用、ホームの規模や居室の間取り、立地条件、経営者の理念やホームの介護体制、協力医療機関の医療体制など、さまざまな角度から、自分に一番合ったホームはどこかを考え、具体的に比較検討していきましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- パンフレット
- 重要事項説明書

資金計画

有料老人ホームに入居するには、かなりの資金が必要な場合があります。

また、入居後の月々の利用料の負担も少なくありません。入居時に一括して支払う費用、入居後月々に必要な費用とそれらに含まれる基本サービス、別途料金がかかるサービス、介護や医療の費用負担のことなども調べたうえで、入居した後の生活費についての計画を立てましょう。税金のこと、返還金のことなどについても確認をしておきましょう。

現地見学・体験入居

これはというホームが見つかったら、見学や体験入居の申し込みをし、実際に自分の目と耳で確かめましょう。入居者の話をたくさん聞きましょう。二か所以上のホームの見学や体験入居をしましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- 入居契約書
- 管理規程
- サービス料金表
- 介護保険の利用契約書（特定施設の場合）等

契約

もう一度気持ちの確認をしましょう。さらに、身元引受人のこと、各種サービスの内容などについて十分納得したうえで契約しましょう。

【ここでチェックすべきこと】

- 身元引受人はいるか。いない場合の代替方法はあるか

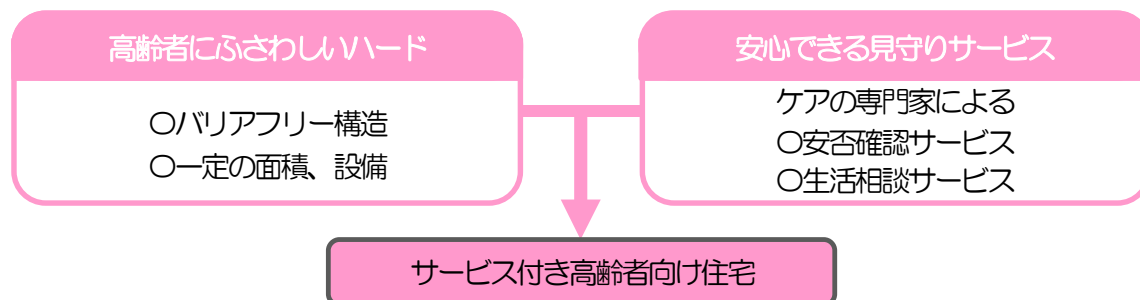
入居

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を登録しているものです。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケア専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

■ 制度の概要



- 1 登録は、県、広島市、福山市、呉市が行い、事業者へ指導・監督を行います。
- 2 家賃やサービスなど住宅に関する情報が開示されることにより、自らのニーズにあった住まいの選択が可能となります。
(サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービス以外の介護・医療・生活支援サービスの提供・連携方法について様々なタイプがあります。)

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

高齢者にふさわしいハード	・一定の規模（原則25㎡以上） ・一定の設備（トイレ、洗面設備等の設置） ・バリアフリー化（廊下幅、段差解消、手すり設置）
安心できる見守りサービス	支援サービスの提供（少なくとも安否確認と生活相談サービス） [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
居住の安定が確保される契約内容	・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしている等 ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ・前払金に関して入居者保護が図られていること

■ 登録情報の閲覧

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (<https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/>) で閲覧することができます。

■ 問合せ先

県庁 土木建築局住宅課	☎ (082) 513-4164
-------------	------------------

公営住宅

公営住宅とは、地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。

入居者の選考については、多くの場合抽選で決定しますが、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯等については、当選率の優遇制度も実施しています。

■ 入居対象者

住宅に困窮している世帯

- ※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。
- ※ 一部、高齢者世帯のみが入居できる高齢者向け住宅があります。

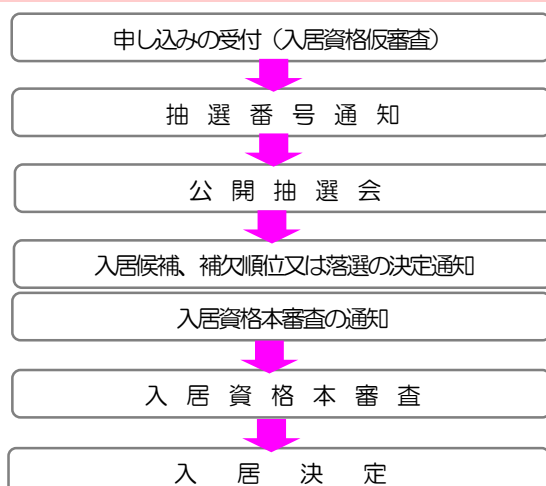
■ 県内の公営住宅の状況

〔県営住宅〕 県内12市3町に配置されています。(107団地 15,968戸 (令和7年4月1日現在))

〔市町営住宅〕 県内の全市町に配置されています。

- ※ 市町営住宅については、各市区役所、町役場へお問い合わせください。
- ※ 広島市内の公営住宅の定期公募の申込みについては、広島県指定管理者及び広島市各区役所建築課双方での入居の申込みが可能です。

■ 申込みから入居決定間まで（県営住宅の場合）

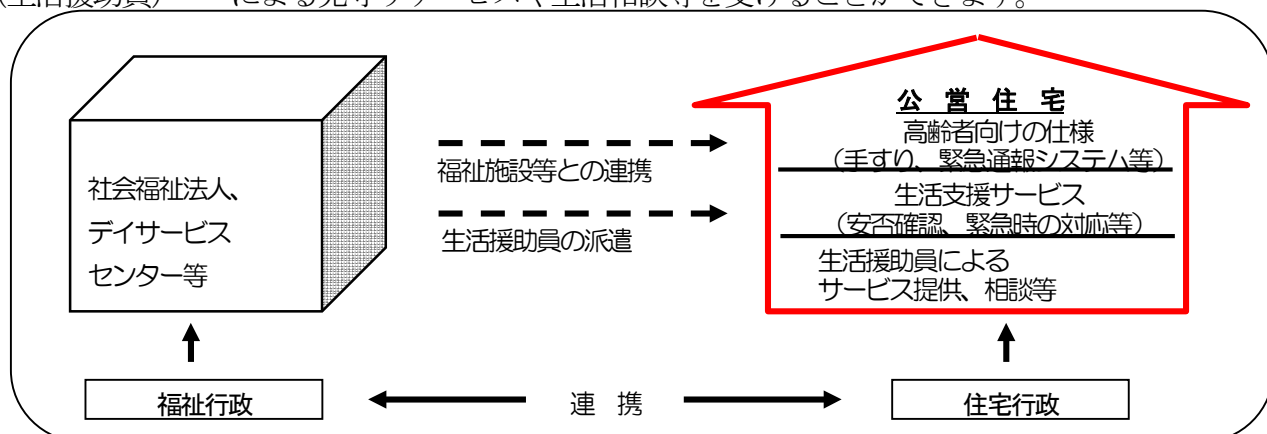


■ 県営住宅の申込み等の問合せ先（指定管理者）

住宅の所在地	問合せ先の名称・所在地・連絡先等	電話番号
広島市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル 3階	☎ (082) 261-7907 ☎ (082) 261-7819
安芸郡 (平成ヶ浜住宅を除く)	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒736-0083 安芸区矢野東5丁目1-15 クスノキビル103号室	☎ (082) 889-5544
坂町 (平成ヶ浜住宅)	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店 〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル 12階	☎ (082) 846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒738-0033 廿日市市串戸一丁目9-44 竹本印刷所ビル 1階	☎ (0829) 34-0140
呉市	ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目8-49	☎ (0823) 74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所 〒739-0025 東広島市西条中央3丁目26-58 クニヒロビル201号室	☎ (082) 424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目8-24	☎ (0848) 61-2215
尾道市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新兵一丁目14-11 誠和ビル1階	☎ (0848) 24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター 〒720-0066 福山市三之丸町8-17Kビル2階	☎ (084) 973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市1丁目13-36 グランドグレース十日市103	☎ (0824) 62-6575

シルバーハウジング

高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。LSA（生活援助員）^{*1} による見守りサービスや生活相談等を受けることができます。



シルバーハウジングの概要

■ 入居対象者

- 高齢者単身世帯（60歳以上）
- 高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば可）
- 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
- 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等

※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。また、入居対象者を高齢者（60歳以上）に限っている住宅があります。詳しくは下記問合わせ先へご相談ください。

■ 県内のシルバーハウジング・問合せ先

住宅	問合せ先
○ 県営住宅 阿賀住宅（呉市 28戸）	・県庁 土木建築局 住宅課 ☎（082）513-4171 - または ・指定管理者 ビルックス(株) ☎（0823）74-5963
○ 広島市営住宅 江波中住宅（8号棟 32戸） 京橋住宅（28戸） 吉島住宅（A棟 30戸）	・広島市役所 住宅政策課 ☎（082）504-2293 - または ・指定管理者（株）第一ビルサービス 中区役所指定管理者事務所 （江波中住宅及び吉島住宅） ☎（082）504-2578 - 南区役所指定管理者事務所（京橋住宅） ☎（082）250-8959
○ 呉市営住宅 坪ノ内アパート （1号棟、2号棟 各20戸）	・呉市役所 住宅政策課 ☎（0823）25-3392 - または ・指定管理者（株）くれせん ☎（0823）32-2488
○ 三原市営住宅 小西北住宅（1号棟 35戸） ※入居対象者は三原市内在住の方のみ	・三原市役所 建築課住宅対策係 ☎（0848）67-6120 - または ・指定管理者 三原市営住宅管理グループ ☎（0848）62-1800
○ 福山市営住宅 山手町住宅（14号棟 20戸） 深津住宅（1号棟、2号棟 各30戸）	・福山市役所 住宅課 ☎（084）928-1101

*1 ライフサポートアドバイザー。生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時のサービスを行う者。

小規模共同生活型施設

在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援します。

種 類	概 要	県内設置状況
過疎地域小規模老人ホーム	積雪などの気象条件や交通利便の問題により、一人暮らしが困難な方のための住まいです。	<u>2</u> か所
トータルケアホーム	一人暮らしが困難な方が、住み慣れた地域での関係や家庭的な雰囲気の中で共同で生活するための住まいです。	<u>1</u> か所
あんしんリビング	一定の介助が必要な高齢者や居宅生活が困難な障害者が、安心して暮らせる住まいで、特別養護老人ホーム等の施設に隣接しています。	<u>3</u> か所
自立支援型グループホーム	特別養護老人ホーム等の退所者で生活の場の確保が困難な方や、自立しているが外出等に介助が必要で地域で独立した生活が困難な高齢者等のための住まいです。	<u>5</u> か所
小規模地域ケア促進事業	高齢者等の少人数による共同生活、一時的な宿泊、デイサービスなど、地域のニーズに応じて提供されるサービスが利用できます。	<u>2</u> か所
ひろしまユニバーサルリビング	一人暮らしが不安な高齢者・障害者等が安心して暮らせる共同生活型の住まいに、通所サービスや、地域の介護予防・生きがい活動等の機能も付加されています。	<u>2</u> か所

■ 問合せ先

市町役場	P143
------	------